

# 弁護士による 労働相談ホットライン 常設

日本各地で「派遣切り」「期間工切り」の嵐が吹き荒れ、企業の一方的な都合によって何万人、何十万人という非正規労働者が使い捨てられています。また、正規労働者も過酷な労働条件で、働かされています。

そこで、民主法律協会は、**2009年5月1日から**、労働者のための、常設電話相談を設置することにしました。

相談を聞くのは、民主法律協会の弁護士です。

一人で悩んでいないで、気軽に電話をかけてください。

**電話 06-6361-8624**

**毎週金曜日 午後6時～午後9時**

**相談内容：解雇、雇い止め、内定取り消し、  
残業代請求、パワハラ 等々**

＜民主法律協会とは？＞

1956年、平和・民主主義・働く人々の権利を守り、発展させる事を目的として結成された「働く者の権利センター」です。現在会員は、大阪を中心に、弁護士約300名、学者・研究者約30名、その他個人約50名、団体会員約170団体です。

**\*秘密厳守**

**\*電話相談から事件を依頼することもできます！**



主催：民主法律協会

協力団体：日本労働弁護団